

「地域移行型ホーム」を認めることはできません

人権センターニュース 68号 (2006年2月)掲載

山本深雪

第30回社会保障審議会障害者部会(2006.2.9)において、国から「地域移行型ホーム」について説明がありました。「地域移行型ホーム」とは施設や病院敷地内に設置されるグループホーム・ケアホームのことです。これまでのわが国の精神医療の施策が、隔離と収容を中心になされてきたことは国も認めています。長期入院者を地域に返していくための病院側、地域側のこれまでの努力の経過について批判的に検証することなしに、安易に「地域移行型ホーム」の設置を認めていくことは、長期入院者を単に病棟から施設に移動させるだけで、結局は同じ精神病院の敷地内に留め続けることに終わるのではないかと危惧をぬぐえません。

人権センターにかかってくる電話の中には、病院敷地内の援護寮に住む方から「退院したい」という声もありました。敷地内の社会復帰施設に退院したとしても、ご本人にとっては地域で暮らしているという実感がありません。また、敷地内のグループホームからは「日中はデイケア、夜はナイトケア、病棟からの訪問看護も来るので忙しい」という声もあります。制度の上での住む場所をかえても、実際は病院の管理下で暮らすことを退院・地域での暮らしとは言えません。「地域移行型ホーム」の設置を凍結させることを求めます。

「地域移行型ホーム」の設置の前になされるべきこと

「地域移行型ホーム」の設置の前に、最低限、まず下記のことがなされるべきです。

- ・ 長期在院者の退院後の生活地域における受け皿としての居住の保障と、サポート態勢の充実を含んだ障害福祉計画が立てられること。それは多くの高齢化した単身者である患者さんを念頭に置いたものであるべきこと。
- ・ 退院促進を業務とする精神科ソーシャルワーカーを病院に必置とし、これを財政的に保障すること。
- ・ 長期の入院により社会的入院の患者さんは地域で暮らす事への自信を失っています。自信を取り戻すためには境遇や体験を共有するピアサポーターの継続した支援が必要です。こうしたピアサポーターの活動を財政的に保障すること。

これらが現実的な意味をもって展開されていかない限り、私たちは、言葉だけの「地域移行」である病院敷地内のグループホーム、ケアホームの設置は到底認められません。